

院内で実施する不在者投票について

当院は、選挙の際に不在者投票ができる病院として指定されており、「**選挙権を有し、かつ投票日当日に入院中の患者さんご本人**」であれば、院内で不在者投票を行うことができます。

ご希望の際は、事前に申込みが必要となりますので、下記の申込期限までに病院管理課（直通電話 024-547-1021）へご連絡ください。
入院後は、病院管理課へご連絡いただくか、または病棟スタッフへお声掛けください。

※告示日の翌日以降に入院を予定されている方は、入院前に期日前投票をお済ませください。

<不在者投票の予定>

選挙名	告示日	不在者投票日	申込期限
	選挙期日		
浅川町長選挙 浅川町議会議員補欠選挙	10/11(火)	10/12(水)	10/7(金)正午
	10/16(日)		
福島県知事選挙	10/13(木)	10/25(火)	10/20(木)正午
	10/30(日)	10/26(水)	
福島県議会議員補欠選挙 (郡山選挙区・双葉選挙区)	10/20(木)	10/25(火)	10/20(木)正午
	10/30(日)	10/26(水)	
南相馬市議会議員一般選挙	11/13(日)	11/16(水)	11/11(金)正午
	11/20(日)		

<留意事項>

- ① 期限後に申込みをされた場合、投票用紙の準備が間に合わない等の理由でご希望に添えないことがあります。
- ② 上記の不在者投票日は、多少前後することがあります。